

高額療養費の上限額が変わります

高額療養費の見直しに伴う関係政令などの改正に伴い、70歳以上の方の高額療養費の上限額（自己負担限度額）が8月診療分から下表のとおり変更されます。

※70歳未満の方の上限額に変更はありません。

高額療養費制度とは

同じ月内に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払った分が払い戻される制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

問合せ

○国民健康保険の方

市庁舎新館1階

国保医療課 国保係

Tel 0897-52-1447

○後期高齢者医療制度の方

市庁舎新館1階

国保医療課 医療係

Tel 0897-52-1212

70歳以上の方の高額療養費の上限額

区分	7月診療分まで		8月診療分から	
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)
現役並み所得者 (課税標準額 145万円以上) (※1)	44,400円	80,100円+ (医療費の総額- 267,000円)×1% (4回目以降は 44,400円)	57,600円	80,100円+ (医療費の総額- 267,000円)×1% (4回目以降は 44,400円)
一般 (課税標準額 145万円未満) (※2)	12,000円	44,400円	14,000円 (※3)	57,600円 (4回目以降は 44,400円)
低所得Ⅱ (住民税非課税)	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税) ※年金収入80万円以下など		15,000円		15,000円

(※1) 課税標準額 = (総所得金額等) - (税各種控除) - (調整控除)

(※2) 70歳以上の方が1人で、収入が383万円未満(2人以上の場合は収入の合計額が520万円未満)の場合も含む。

(※3) 1年間(8月~翌7月)の外来の自己負担額上限は144,000円

講座の開催日・内容

開催日	内容
8月22日(火)	講演「地域の支え合い活動～互いに支え合って暮らしていくために～」
8月29日(火)	西条市の地域資源について知ろう
9月1日(金)	高齢者の心と身体について・介護保険制度について地域の活動に学ぼう
9月8日(金)	認知症について知ろう
9月15日(金)	コミュニケーションについて学ぼう
9月22日(金)	自分のできることを探し(支え合いゲーム)
9月29日(金)	振り返り(活動に向けて)

特別な資格などは必要なく、どなたでもご参加いただけます。地域や人とのかわりに関心のある方は、お気軽にお申し込みください。

高齢者生活支援サポーター養成講座を開催します

「高齢者生活支援サポーター」とは、地域の高齢者の生活を手伝っていたり、地域の支え合いをいいます。地域の支え合いの輪を広げるための本講座で、高齢者の日常生活を地域で支える大切さや、支え合いについて一緒に学びませんか。

申込先・問合せ
○西条市社会福祉協議会
Tel 0898-64-2600
○市庁舎本館1階高齢介護課
内 地域包括支援センター
Tel 0897-52-1412

申込期限 7月31日(月)
※今年度は東予会場(10月)、西条会場(11月~12月)、丹原会場(1月~2月)でも開催予定(順次募集、講座内容は全会場共通)。